

所得金額の早見表

- 所得額とは収入から控除額等を差し引いたものです。
- 控除額は所得の種類ごとに計算方法が異なります。
- 複数の種類の収入がある場合は、種類ごとの所得額を計算し、合計してください。

◇収入が公的年金等の場合

- ・収入額は社会保険料等が差し引かれる前の金額です。
- ・遺族年金・障害年金は含まれません。
- ・共済年金等複数の公的年金等を受給されている場合は合計した収入金額で計算してください。

65 歳以上の方で公的年金等収入のみの方の例

収入額（年間額）	所得額	備考
110 万円以下	0 円	
158 万円	48 万円	158 万円を超える年金収入があれば 所得額 48 万円超
200 万円	90 万円	
205 万円	95 万円	205 万円を超える年金収入があれば 所得額 95 万円超

65 歳未満の方で公的年金等収入のみの方の例

収入額（年間額）	所得額	備考
60 万円以下	0 円	
108 万円	48 万円	108 万円を超える年金収入があれば 所得額 48 万円超
120 万円	60 万円	
135 万円	73 万 7 千 5 百円	
150 万円	85 万円	
160 万円	92 万 5 千円	
163 万 3 千円	94 万 9 千 7 百 5 十円	1,633,334 円を超える年金収入があ れば所得額 95 万円超

◇収入が給与の場合

※年金受給者の場合、公的年金等の所得額と合計した後の金額が申告書に記入いただく際の所得額になります。

収入額（年間額）	所得額	備考
60 万円	5 万円	
103 万円	48 万円	103 万円を超える給与収入があれば所得額 48 万円超
105 万円	50 万円	
150 万円	95 万円	150 万円を超える給与収入があれば所得額 95 万円超
1,095 万円	900 万円	1,095 万円を超える給与収入があれば所得額 900 万円超 ※所得金額調整控除が適用されない場合

◇公的年金等と給与の両方の収入がある場合

65 歳以上の方の例

年金収入額（年間額）	給与収入額（年間額）	合計所得額
120 万円	60 万円	10 万円
158 万円	90 万円	73 万円
170 万円	100 万円	95 万円
210 万円	1,000 万円	895 万円

65 歳未満の方の例

年金収入額（年間額）	給与収入額（年間額）	合計所得額
60 万円	60 万円	5 万円
80 万円	90 万円	45 万円
108 万円	95 万円	78 万円
120 万円	100 万円	95 万円

- 収入が公的年金等または給与以外である場合の所得金額の計算方法については、P22 ページの④をご覧ください。お近くの年金事務所または税務署にお尋ねください。